

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）（第一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 N―（アダマンタン―イール）―（五―フルオロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>三 （略）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 二―（エチルアミノ）―（四―メチルフェニル）プロパン―オン及びその塩類</p> <p>八 （略）</p>	<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一 三―O―アセチル―七・八―ジヒドロ―七α―（R）―ヒドロキシ―メチルブチル―六―O―メチル―六・十四―エンド―エテノモルヒネ（別名アセトルフィン）及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>二 三―（二―アミノブチル）インドール（別名エトリプタミン）及びその塩類</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 二―エチルアミノ―フェニルプロパン―オン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>六 二―エチルアミノ―（三・四―メチレンジオキシフェ</p>

九〇二十六 (略)

二十七 (略)

二十八 三・四―ジクロロ―N―「二―(ジメチルアミノ)シ

クロヘキシル」―N―メチルベンズアミド及びその塩類

二十九 (略)

三十〇六十四 (略)

六十五 (略)

六十六 二―フェニル―二―(ピペリジン―二―イル) 酢酸エ

チルエステル及びその塩類

六十七 (略)

六十八 (略)

六十九 (略)

七十 N―(二―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フ

ェニルブタンアミド及びその塩類

七十一 (略)

七十二〇八十二 (略)

八十三 (略)

ニル) プロパン―一―オン及びその塩類

七〇二十四 (略)

二十五 三・四―ジクロロ―N―「二―(ジメチルアミノ)

シクロヘキシル」メチル」ベンズアミド及びその塩類

(新設)

二十六 シス―二―アミノ―四―メチル―五―フェニル―二―

オキサゾリン (別名四―メチルアミノレクス) 及びその塩類

二十七〇六十一 (略)

六十二 一―(二―フェニルシクロヘキシル)ピロリジン (別

名ロリシクリジン) 及びその塩類

(新設)

六十三 一―フェニル―二―(ピロリジン―一―イル)ペンタ

ン―一―オン及びその塩類

六十四 (略)

六十五 N―(二―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―

フェニルアセトアミド及びその塩類

(新設)

六十六 一―フェネチル―四―フェニル―四―ピペリジノール

酢酸エステル (別名PEPAP) 及びその塩類

六十七〇七十七 (略)

七十八 二―(メチルアミノ)―一―フェニルプロパン―一―

オン (別名メトカチノン) 及びその塩類

八十四 二―(メチルアミノ)――フェニルペンタン――
オン及びその塩類

八十五 (略)

八十六 (略)

八十七 (略)

八十八 メチル―二―「―(シクロヘキシルメチル)―H

―インドール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブ
タノアート及びその塩類

八十九 (略)

九十 (略)

九十一 N―メチル――(チオフェン―ニ―イル)プロパン

―ニ―アミン及びその塩類

九十二 (略)

九十三―百十二 (略)

(麻薬向精神薬原料)

第四条 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬
向精神薬原料に指定する。

(新設)

七十九 二―(メチルアミノ)――(四―メチルフェニル)

プロパン――オン及びその塩類

八十 (略)

八十一 N―メチル― α ―エチル―三・四―(メチレンジオキ
シ)フェネチルアミン(別名MBDB)及びその塩類

(新設)

八十二 N―(二―(二―メチル―二―(二―チエニル)エチ
ル)―四―ピペリジル)プロピオンアニリド(別名アルファ

メチルチオフェンタニル)及びその塩類

八十三 N―(三―メチル――(二―(二―チエニル)エチ
ル)―四―ピペリジル)プロピオンアニリド(別名三―メチ

ルチオフェンタニル)及びその塩類

(新設)

八十四 (四―メチルナフタレン――イル)(―ペンチル

―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類

八十五―百四 (略)

(麻薬向精神薬原料)

第四条 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬
向精神薬原料に指定する。

- 一 (略)
- 二 四―アニリノ―フェネチルピペリジン及びその塩類
- 三 (略)
- 四 七 (略)
- 八 (略)
- 九 一―フェネチルピペリジン―四―オン及びその塩類
- 十 (略)
- 十一・十二 (略)

- 一 N―アセチルアントラニル酸及びその塩類
(新設)
- 二 イソサフロール
- 三 六 (略)
- 七 ピペロナール
- 八 (新設)
メチルエチルケトン
- 九・十 (略)

改 正 案	現 行
<p>（特定麻薬向精神薬原料）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第二条第四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 四―アニリノ―フェネチルピペリジン及びその塩類（略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 七 （略）</p> <p>八 （略）</p> <p>九 一―フェネチルピペリジン―四―オン及びその塩類（略）</p> <p>十 （略）</p> <p>十一 十三 （略）</p> <p>（第二種向精神薬）</p> <p>第四条 法第五十条の九第四項の政令で定める向精神薬は、次のとおりとする。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>十 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、前条第九号に掲げる物以外のもの</p>	<p>（特定麻薬向精神薬原料）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第二条第四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。</p> <p>一 N―アセチルアントラニル酸及びその塩類（新設）</p> <p>二 イソサフロール</p> <p>三 六 （略）</p> <p>七 ピペロナル</p> <p>（新設）</p> <p>八 無水酢酸</p> <p>九 十一 （略）</p> <p>（第二種向精神薬）</p> <p>第四条 法第五十条の九第四項の政令で定める向精神薬は、次のとおりとする。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>十 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、前条第八号に掲げる物以外のもの</p>